

植民地朝鮮における東洋拓殖株式会社による江西干拓事業の事例分析

——信託経営方式による事業推進過程に着目して——

洪 昌極

はじめに

本稿では、東洋拓殖株式会社（以下、東拓）が一九三一年から実施した平安南道江西郡における開墾・干拓事業と、その事業下で一九三四年から併進して行われた農場経営について扱う（以下、両者を合わせて江西事業）。江西干拓事業は、産米増殖「更新計画」期（一九二六～三四年）になって着手された開墾・干拓事業中、最大規模のものであった⁹⁾。にもかかわらず、それらの実態は明らかになっておらず、これまでの研究で本格的に扱われたことがない。また、江西事業は、後述する信託経営という方式によつて、開墾・干拓事業と農場経営のどちら

も鉄道工業株式会社（以下、鉄工）から東拓へ委託された。同時に東拓と鉄工の間では、前者から後者へ事業のための資金融資も行われていたという意味で、非常に興味深い事例である。信託経営の受託者でありながら事業の融資者であるという、江西事業における東拓のあり方は、東拓が産米増殖計画期以降（一九二〇年以降）に朝鮮総督府（以下、総督府）の方針の下で土地改良事業の二大農事融資機関（もう一つは朝鮮殖産銀行）として指定されたこと、そして「更新計画」期以降には総督府の方針の下に土地改良事業の二大代行機関（もう一つは土地改良株式会社）として指定されたことと直接関係する。後述するように「更新計画」期における事業の特徴のひとつは、国策会社を通じた事業への強力な国家的介入に

あるが、江西事業はその代表的な事例である。本稿では、事業を推し進めた信託経営方式を、そうした国家的介入のあり方を表すものとして位置付け、経営方式が事業推進過程をいかに規定したか、という点に特に着目する。

莫大な費用と労力のかかる開墾・干拓事業（とりわけ干拓）においては、(一)いかなる経営方式で事業を進めるか、(二)事業地に農業労働力をいかに集めるか、ということが、決定的に重要であった。これらのことは、江西農場の実態を捉える上で基本的な前提となる。本論で詳述する農場農民たちの過酷な状況は、まさにこの二つの要因に規定されていた。

まず(一)の経営方式について簡単に説明する。当時、開墾・干拓事業は、総督府が所有する「国有未墾地」である草生地や干潟地を、期限を設けて事業主が貸下げを受け、開墾・干拓が成功したあかつきには土地を譲渡されるという段階を踏んだ(そのため農場経営者は、「国有地」が譲渡されるまで、厳密には「地主」ではなく「事業主」である。それでは江西農場の事業主は誰だったかという点、東拓ではなく鉄道工業株式会社という「内地」の土建会社であった。それにもかかわらず本稿で江西農場を

「東拓経営」として記述するのは、一九四一年まで東拓と鉄工が「信託契約」という、この時期に特徴的な委託契約を結ぶことで、鉄工が事業資金を捻出しながら、東拓が農場経営のほぼ全ての権限を掌握したためである。

新聞紙上、各種公刊物上も東拓事業地・東拓農場として記載されていた。しかも莫大な事業資金は、鉄工が独自に捻出できず、事業を委託されている東拓がその半分以上を融資するという歪な形態を取った。つまり、東拓が鉄工の事業を金融資本を通じて支配する形で事業が進められたのである。ちなみに、事業が完了し、総督府が「国有未墾地」の貸下げを行なった翌一九四二年には、東拓は鉄工から農地を買収し、一九四二年以降は名実共に自社の農地として経営していった。耕地の存在しない草生地や干潟地に新たな耕地を創出する開墾・干拓事業は、水利灌漑事業や地目変換に比して莫大な資金を要するにもかかわらず、「更新計画」期の大規模な開墾・干拓事業の多くは昭和恐慌下の一九三〇年前後に開始されている。このような状況の中でこの時期の大規模な開墾・干拓の多くは、代行と金融を通して、総督府が主導する形で事業を促進していったのである。

次に(二)の農業労働力「招致」方法について説明する。新たな耕地を創出する開墾・干拓事業は、一から農業労働力を集める必要がある。しかし、開墾・干拓地は長年の年月をかけなければ安定した収穫を生み出せないため、農業労働力となる小作農民の招致に困難を伴った。そうした状況下で、「招致」を支えたのは、南部における「過剰労働力」問題とそれへの対応としての総督府の実施する南部農民の移住政策であった。特に一九三四年以降は、三南水害³⁾罹災民対策の南部農民の北方移住政策（以下、北移策）により、大量の南部出身移民が黄海道・平安南北道に送られ、その中に江西農場も含まれていた。本稿では第一点目を主として扱い、第二点目については別稿で論じる。また、この二つの前提は、江西農場のみならず、「更新計画」期の土地改良事業地一般に共通するものである（後述）。

先行研究

先述したように、江西事業に関する先行研究は存在しない。そもそも、植民地期における総督府主導の国策農事事業については水利組合事業に研究が集中し、その他

の開墾・干拓・地目変換などの土地改良事業の研究蓄積は浅い。そのような中で、洪性讚による不二興業株式会社（以下、不二興業）ならびに鮮満開拓株式会社（以下、鮮満開拓）による干拓事業に関する研究⁴⁾、李圭洙による不二興業の干拓事業に関する研究⁵⁾は貴重な事例研究である。洪の一連の研究では、東拓と並ぶ二大農事融資機関であった朝鮮殖産銀行（以下、植銀）が「更新計画」期に、低利資金融資を通じて民間会社の不二興業と鮮満開拓の債権を掌握し、殖銀の子会社・孫会社化することで、経営の実権を握り経営合理化を図っていたことを明らかにした。農事経営への金融資本の介入は、江西農場と同時期に行われたものであり、江西事業の信託経営方式と同時代的性格を持つ。李の研究では、不二興業が未墾地に入植したにもかかわらず、干拓事業に伴う莫大な事業費と用水を確保するために水利組合を立ち上げ周辺農地を強制的に加入させ、結局は既耕地の農民に莫大な過重を強いたことを明らかにした。洪・李の研究はいずれも一九一〇年代に開始された大干拓事業の事例であり、「更新計画」期に開始された開墾・干拓事業の実態は未だ未解明であるため、このことが本稿の課題となる。

また、先行研究では、「更新計画期」における国家的介入の強化や、この時期に土地改良事業の代行機関（東拓の土地改良部と土地改良株式会社）が設置されたことの意味や事業への規定性が明確に示されてこなかった。江西事業を通じてこれを明らかにすることも本稿の課題となる。

史料

江西事業のような個別事業事例を取り上げるためには、朝鮮全道に支店を有する東拓の、支店単位での史料か、あるいは農場単位での史料が必要になる。これまでは、例えば東拓研究の領域では、社誌や営業報告書を通じて巨視的・通時的分析しか出来てこなかった。それを乗り越えるために有効な史料は唯一新聞史料であったが、新聞史料だけでは、内部の詳細な経営方式のあり方などは詳らかにすることが困難であった。

こうした中で、二〇〇二年に国立公文書館・つくば分館に所蔵されている「閉鎖機関清算関係文書」（以下、「閉鎖機関文書」）が公開され、先行研究の問題点を乗り越える史料的条件が整った。「閉鎖機関」とは、GHQが日本

政府に対して発した命令及びに、これに基づく国内法により閉鎖された機関をいう。「閉鎖機関文書」は、日本の「各業種の統制を行なう会社や海外の旧植民地の開発等を行う会社などから収集されたもの並びに同整理委員会の事務資料等である。閉鎖機関を清算する前の国内店舗分のバランスシート及びその概要・沿革・閉鎖当時の役員名を記載した資料及び関連資料を含んでおり、帳簿類などの証拠書類の割合が大きい」という⁶⁾。「閉鎖機関」中には、東拓などの日本の植民地における国策大農事関連会社も含まれ、「閉鎖機関文書」の中には東拓各農場・各支店と東拓本社とのやり取りや報告書などがあり、部外秘文書や公式出版物の統計上では現れない農場農民への詳細な調査など、貴重なものが多くある。本稿では、この「閉鎖機関文書」の東拓関連史料を利用して、本稿の課題に取り組んでゆきたい。

各節の構成だが、第一節では、江西農場の経営方式を検討する。江西事業の信託経営方式は、東拓が経営リスクをほぼ背負わない形でおこなわれたが、これは第二節以降でみる農民の悲惨な状況が形成される原因の一つであった。第二節では信託経営方式に規定された干拓事業

と農場経営の実態について検討する。東拓は経営リスクを背負わなくて済んだため、干拓事業が完了するまでは農場における収穫の出来不出来にとらわれず、ともかく干拓事業を断行し続けることが出来た。そのことが農場農民たちに甚大な被害を生んだ。第三節では、そうした事業経営下で、農場農民たちをいかに管理したかについて検討する。第四節では、農場農民たちの農家経営の実態について検討する。

本稿では、新聞史料の引用の際、本文中か括弧内に引用元を表記し、括弧内における日付の表記は前二桁の年代を省き半角算用数字で表記する（例えば、一九三〇年一月一日を30/1/1とする）。また、引用文中の傍点は引用

者による。引用文中において補足がある場合は「」内に記し、引用文中に適宜句読点を入れる。資料の引用の際は引用文の旧字体は新字体に改める。

第一節 産米増殖「更新計画」と 江西干拓事業の経営方式

第一項 産米増殖計画期の開墾・干拓事業の性格

まずは産米増殖計画期に行われた大規模な開墾・干拓の一般的な性格を確認しておきたい。表1からわかるように、産米増殖計画期の大規模な開墾・干拓は、一九年

表1 計画開拓面積1,000町歩以上の大規模開墾・干拓事業(1940年現在)

地域	企業者名	事業種	地区面積(町)	開拓面積(町)	工事費	反当工事 費(工事費 /竣功面)	国有地利用許可年	竣功年月日	事業期間	区域	
全北	茨溝郡	不二興業株式会社	1,997	1,997	116万4,253円	99.9円	1919年	1931年	12年	水利組合	
	登瀛郡	東洋殖産株式会社	1,830	1,448	152万9,536円	109.6円	1919年	1932年	11年	水利組合	
全南	高興郡・寶城郡	寶城興業株式会社	2,085	1,542	472万3,981円	306.3円	1920年	1930年	9年	非水利組合	
	安岳郡	大林農産	2,142	1,434	43万3,608円	30.2円	1919年	1930年	11年	水利組合	
黄海	延白郡・海州郡	朝鮮開拓株式会社	12,170	4,470	579万8,161円	129.7円	1919年	1936年	17年	水利組合	
	安岳郡	加藤金次郎	2,104	1,455	276万8,888円	190.3円	1920年	1939年	9年	非水利組合	
平南	安岳郡	登瀛亮	2,216	1,608	36万3,475円	22.6円	1929～1930年	1930～1931年	2年	非水利組合	
	江西郡	東洋拓殖株式会社	2,312	1,220	1,017	136.0円	1925年	1937年	6年	非水利組合	
平北	龍川郡	龍驤江土地改良株式会社 合社	開墾	3,385	2,237	304万21,622円	136.0円	1925年	1937年	(工事開始 年から)	非水利組合
			干拓	1,548	1,276	125万7,737円	98.6円	1932年	1938年	6年	非水利組合
合計			32,782	19,664							

資料:朝鮮總督府農林局「朝鮮土地改良事業要覽」1941年より作成。

と三〇年を前後する二つの時期に分けることができる(以下、それぞれ一九年組と三〇年組)。江西事業が属する三〇年組は、一九年組に比して、より国策的な色彩を帯びて開始されたのが、特徴である。

三〇年組の国策的な色彩は、第一に総督府において開墾・干拓事業の重要性が高まり、補助制度の拡充が図られたことである。一九年当時土地改良課長古庄逸夫は、「昭和三年及び四年の二カ年にわたる早魃により、土地改良事業の緊要性が一般に痛感せられ」たとしている⁽⁹⁾。そして二九年には、「土地改良事業補助規則」が改正され、干拓の事業費補助が三割以内から五割以内へと増額され、それに付随する形で同年に「開墾干拓地移住奨励補助規則」が施行され開墾・干拓地へと農民が移住する際に補助が出るようになった。

第二に、総督府が委託・代行と資金融資を通じた開墾・干拓事業への大幅な介入をおこなったことである。土地改良事業において、一九年組がすべて水利組合区域の事業であったのに対して、三〇年組はすべて非水利組合区域の事業であった。先述したように、一九年組の不二興業の事例を見ると、事業地周辺の既耕地を水利組合に

よって編入することで干拓に要する莫大な事業費の、周辺既耕地への転化を図り軽減させようとし、さらに莫大な用水も確保しようとした。それに対して、三〇年組においては、そのような方式はとられなかった。明確な理由は不明であるが、二〇年代に水利組合事業反対運動が朝鮮全体で活発に行われ、また、水利組合の成績不良が問題となり、むしろ水利組合の整理が政策課題となっていたため、一九年組と同様の方式をとることができなかったものと思われる。そこで、総督府がおこなったのが、委託・代行と資金融資を通じた事業経営の介入だったのである。これを実行するために、「更新計画」期の二七年には総督府において土地改良部が新設され、事業代行機関として、土地改良株式会社と、東拓内に土地改良部が新設された。総督府に新設された土地改良部土地改良課の、事務役割は大きく四つあったが、その内に「土地改良事業の監督に関する事項」と「水利組合及土地改良事業を行ふ会社に関する事項」の二つが含まれていた⁽¹⁰⁾。この二つの役割に関する土地改良部による以下の説明を見ると、土地改良部と事業代行機関を新設した総督府の意図が読み取れる⁽¹¹⁾。

を期せり〔以上、傍点は引用者による〕。

内地資本家といえど遠隔地の事業遂行及管理に關し危惧の念を抱き、企業を躊躇する嫌ひなきにあらざるを以て、一般企業者に代り事業遂行の任を當るべき組織統制ある特殊機関を設立して、工事の調査設計、工事の施行監督、事業の維持管理等首尾一貫して之に當らしむる〔略〕而して之が機関としては東洋拓殖株式会社に土地改良部を新設して〔略〕朝鮮土地改良株式会社の設立を見るに至りたるものにして、何れも常に総督府と密接なる連絡を執り、企業者の委託に依り工事調査設計及工事監督の衝に當ることとせり。尙代行会社収入の根幹たる代行に關する報酬の認定、企業者との契約等に付ては、嚴重なる政府の監督下に置く〔略〕総督府に於ては東洋拓殖株式会社に在りては同社法に於て政府の監督権を規定せるを以て、右に基き監督を行ふの外特に土地改良事業代行に關する命令を発し、又朝鮮土地改良株式会社に在りては会社營業上に關する監督に付法規上根拠を欠くるを以て、会社と協定の上土地改良事業代行業務取扱要項を定め、之が監督上遺憾なき

このように、委託を行う会社との契約について、「嚴重なる政府の監視下に」置くこととし、東拓会社法には政府の監督権が規定された。本稿において取り上げる江西事業の推進過程が、東拓独自の判断によるものではないことを強調しておきたい。引用箇所傍点にもあるように、東拓と鉄工の契約関係も総督府の監督が相当に入つたものと考えられる。また、次項に見る江西事業の成立過程においても、契約の締結に総督府は重要な役割を果たすこととなる。

一方で総督府は事業の低利融資機関として殖銀と東拓という国策会社を指定したことも既に述べた。表1における三〇年代組の中では寶城興業株式会社（以下、寶城興業）や加藤金次郎への殖銀の低利資金融資が確認できる（寶城興業や加藤金次郎への殖銀の経営介入のあり方は今後具体的に明らかにされる必要がある）⁽¹²⁾。また、同表の鴨緑江土地改良株式会社（以下、鴨緑江土改）は、事業に着手するにあたって、東拓からの資金融資を拒み朝鮮人資本の資金融資を受けようとしたところ、総督府

によつて新規事業不承認方針を打ち出され、土地改良事業費の補助を受けられないようにされた。⁽¹³⁾

すなわち総督府は、土地改良事業費の補助政策と、事業代行機関、事業資金の低利融資を通じて、事業申請主体を取捨選択し、認可した事業に対してはその経営を殖銀と東拓を通じて自らの支配下においていつたのである。⁽¹⁴⁾

第二項 江西事業の成立過程と特徴

本項では、江西事業の成立過程を検討していこう。ここでは、総督府の介入の実態に注目していきたい。

江西干拓事業地の、「国有地」利用の権利出願を最初に行つたのは梅輪清という「内地」の資本家であつた。⁽¹⁵⁾ ただ、事業予定地は「従来多数の人が実地踏査をしたが、灌漑水に不安があるので、見込みがないとして放置されていた」土地であつたという。⁽¹⁶⁾ 一旦利用認可を得た梅輪の下に融資者として東拓を紹介したのは当時朝鮮総督の齋藤実であつた。しかし、東拓は融資を行う梅輪らの身辺調査を行つた結果、借入のための担保が十分でないとの理由により梅輪への融資契約を見送り、事業が再度膠

着状態に入つた。そうした中で、三〇年には総督府土地改良部土地改良課長古庄の紹介で新たに鉄工が登場した。⁽¹⁷⁾

「内地」の土建会社であつた鉄工は、当初開墾・干拓の土木工事請負人として登場するが、交渉過程で梅輪から鉄工へと「国有地」利用権利が買収された。その上で鉄工から東拓へと融資の申し入れを行い、東拓は融資と引き換えに「信託経営」を条件とし、鉄工がその条件を受諾した時点で事業が開始されることになつた。以上のように、総督府官僚が直接関与することで事業が成立したのである。実際、総督府土地改良課の事務役割の一つには「水利組合及土地改良事業ヲ行フ会社ニ関スル事項」があつた。⁽¹⁸⁾ また、二九年時点で東拓と土地改良部長は打ち合わせを行い、江西事業について「土地改良部長ハ大二賛意ヲ表セラレ東拓ニオイテコレガ実行ガ実現スルコトハスコブル有利有益」であると述べたという。⁽¹⁹⁾

第三項 信託経営方式の内容

次に、本項では東拓が資金融資の条件とした「信託経営」方式について検討してみよう。三〇年の東拓支配人

会議において、東拓における江西事業の課題は、「ナシラカノ方途」によつて東拓に「有利ニ」事業を完成させることであると話し合われている。東拓は、当会議の翌三年に施行された制令第八号朝鮮信託業令⁽²⁰⁾を見越して、次のような決定を行つた。⁽²¹⁾

総督府ニ於テ審議中ノ信託法規モ〔略〕主トシテ不動産信託ヲ目標トシ從テ之カ決定ノ暁ニハ本項〔江西事業〕トノ關係ヲ生スルモ〔略〕大口ノモノニシテ当社ヨリ金融ヲ為シ貸借契約ノ下ニ受託経営ヲ為スコト

このように、農事融資機関を兼ねる土地改良事業代行機関ないし農事会社としての自社の性格を最大限に活かし、事業資金を融資しながら、事業を受託経営するという、二重の契約を結んでゆくという方針を採択する。その後東拓は、「土地改良免許権並ビニコレニ付帯スル一切ノ權利ヲ東拓名義ニ變更シ鉄工ガモシ工事ヲ完成スル能ワザル時ハ東拓ハコレヲ繼承完成スル」ことも決定している。⁽²²⁾ 實際に結ばれた東拓・鉄工間の信託契約の中身を見てみ

ると、例えば「甲〔東拓〕ハ其事業ノ計画及工事ノ設計ハ乙〔鉄工〕ト協議シテ之ヲ行ウコト」や、「甲〔東拓〕ハ工事監督ノ為メ社員四人ヲ限度トシテ現地ニ常駐セシメ」、とあるように設計・監督といった経営における基本的な権限は実質的に東拓が握り、鉄工は工事と事業拡張に伴う人家の立退きという役割があてがわれた。委託者と受託者がまるで逆転したかのような権限・役割であることがわかる。なおかつ、「甲〔東拓〕ハ管理経営ニ要スル施設費、小作人ノ住宅其他一切ノ設計計画ヲナシ乙〔鉄工〕ノ費用ヲ以テ築造スルモノトス、此ノ場合ノ乙〔鉄工〕ノ負担ニ歸スベキ資金ハ甲ノ貸付金トス」、などの文言にあるように、事業を計画するのが東拓であるため鉄工は事業費の捻出を渋ることも許されない。一方で契約の解除にあたっては鉄工が「貸付金ヲ完済シ且ツ成功報酬トシテノ耕地ノ讓渡」をする必要があり、違約金も発生するため、現実的には鉄工が契約解除という選択をすることがほぼ不可能で、東拓に事業経営の行く末を託す他ない契約内容であつた。また、受託者である東拓への報酬は、小作料その他粗収入の二割と、事業成功地面積の二割であつた。⁽²³⁾

このような契約内容は、あらためて三〇年組の開墾・干拓の経営方式のあり方という文脈に立ち返つて捉えると以下のように言える。出資者（鉄工）と事業経営者（東拓）が別の主体であるため経営者は自社の利益のために、事業費のリスクをほぼ回避することが出来、なおかつ契約上、経営者は出資者から反発を受ける危険があらかじめ封じられていることがまず指摘できる。次に、ここに輪をかけて出資者に事業費を融資するのが東拓であるため、事業費が増大しても、そのことが貸付利息の増大に直結し、出資者が破産しない限りは経営者（東拓）の利益につながる仕組みになっている（その他に、貸付金の増大は、殖銀に低利資金融資の成績で劣勢であった東拓が、低利資金を消化できるという利点もあつた⁽²⁴⁾。そのため東拓は、契約を結ぶに当たつて東京興信所や帝國興信所などの情報管理会社を通してあらかじめ梅輪や鉄工の重役らの「資産」などを身辺調査していた⁽²⁵⁾。そして鉄工重役の資産を不動産担保に入れ、二重三重に経営リスクを回避する保険をかけていた。

最も重要な問題としては、以上のような信託経営方式による事業推進にあつて、経営者である東拓が開番植

付面積を拡大することで、自社の利益につなげていこうとしたことである。東拓は、経営の採算をあまり考慮することなく事業を進めることができた上に、最終的な自社の報酬が成功地面積の二割であるため、全体の面積を拡大するほどに分け前も増えたのである。さらに、事業の展開過程で、東拓が六度にわたる設計の変更を行った上に、「更新計画」の中止によつて総督府からの補助金が停止されたことで、事業費は当初の予定以上に鉄工に重くのしかかった。その結果、事業開始の翌三五年時点ですでに、鉄工は「予想外ノ多額ニ達シタルタメ〔中略〕ソノ重圧」に耐えきれず東拓に対して農場の引取りを「再三懇請」したという。しかし、東拓はそれを一旦拒否し、信託契約に依拠したまま事業を進めて、事業が完了した翌年の四二年になつて契約を解除し事業地を買収するというやり方を取つた⁽²⁶⁾。東拓は、三五年以降にはすでに全事業地の買収を見据えていたため、開番面積の拡大、という方針の意味はさらに増大することになるのである。こうした方針は、耕地を拡大して地税を増やしたい総督府の利害にも合致するものであつた。

最後に、なぜこのような圧倒的にリスクの高い契約に

鉄工は乗り出したか、ということに触れておく。それは、昭和恐慌に伴う日本政府の財政緊縮による「内地」における土建工事の激減が関連している。当時鉄工との交渉にあたって東拓で事務官を勤めた猪又正一の回想によれば、「昭和六年満州事変勃発直前は、内地でも不況のドン底で、請負業者も仕事がなくて困り、さりとて職員を首切りすることもできないので各社とも直営事業を計画したものであるが、鉄道会社もその例に洩れず、仕事をさがした結果、江西干拓事業に着手するに至った」という⁽²⁷⁾。また、後の三二年には鉄工は「土木談合事件」への関与が明らかとなっているため（『東亜』32/11/11）、朝鮮におけるこうした土木利権との関連から、契約を拒絶することが出来なかつたのかも知れない。

第二節 干拓事業と災害地面積

本節では、干拓事業と農場の実態を見ていきたい。

まず、農民の過酷な状況を規定した背景の第二点目である、農場への農民招致方法については、紙幅の関係上別稿で詳しく論じることにし、ここでは簡単に確認する

に止める。農場の経営が開始されるのが三四年であるため、農民を招致するのはその年になるが、東拓は三〇年時点で「移住小作人八平安南北道内」に於て募集⁽²⁸⁾するも、「困難ナル場合ハ南鮮地方ノ農家戸数多キ地方ヨリ招致スルモノトス」としている⁽²⁹⁾。江西農場の経営が開始される以前から西部一帯は、「未曾有の労働力不足」の状態であった（『朝鮮中央日報』33/10/33、以下、『中央』）。他方で、総督府は二〇年代から南部の「過剰労働力」問題に対する対策を模索していたが、江西農場が開始される三四年に起きた南部大水害をきっかけに、南部農民の北移策を本格的に開始した⁽³⁰⁾。その一つが西北部における土地改良事業地に南部農民を送るというもので、結果的に江西農場では農場農民計画数一〇五〇戸を満たし、当初の予定とは異なり、大半を南部の移民で満たすこととなった（『毎日』34/8/26、『毎日』34/9/14）。猪又の回想によれば、一時期には一五〇〇戸五千人もの農場農民を抱えていたという⁽³¹⁾。事業にとって重要なことは、事業中に農場を離脱した小作農がいても、南部に控える大量の「過剰労働力」人口によって再度簡単に補填することが出来たということである。裏を返せば、農場農民は地

主である東拓との関係において非常に劣勢な立場に立たされていたということでもある。

次に、移住先の農場経営の実態をみる。図1から明らかなように、江西農場では深刻な旱魃が状態化していた。常に「災害地面積」が「収穫地面積」と拮抗している。これは単に偶然的な降雨量の少なさ（日照り）のみが原因なのではない。

まず第一に干拓という事業の性格を考えてみなければならぬ。干潟地は塩分を多く含んでいるために形式的に開墾された後も除塩作業に多大な時間と費用、そして労力を要した。土地改良部から発刊された『朝鮮の干拓事業』では、大面積の干拓地において耕地を熟番とするために除塩作業に「七、八年ないし十年」の歳月を要し、その間収穫は極めて少ないと説明している。⁽³¹⁾ 東拓によって三五年に作成された収支予想資料では、江西農場では「一九四五年二ナツテ収穫確実ス」と記されており、五五年までの生産費の予想を立てている。⁽³²⁾ すなわち東拓にとつても「旱魃」とは、もちろん気候的な要因も含まれていたが、本質的には干拓の過渡的な現象—いわば「除塩期間」であった。こうした状況下では小作料の徴

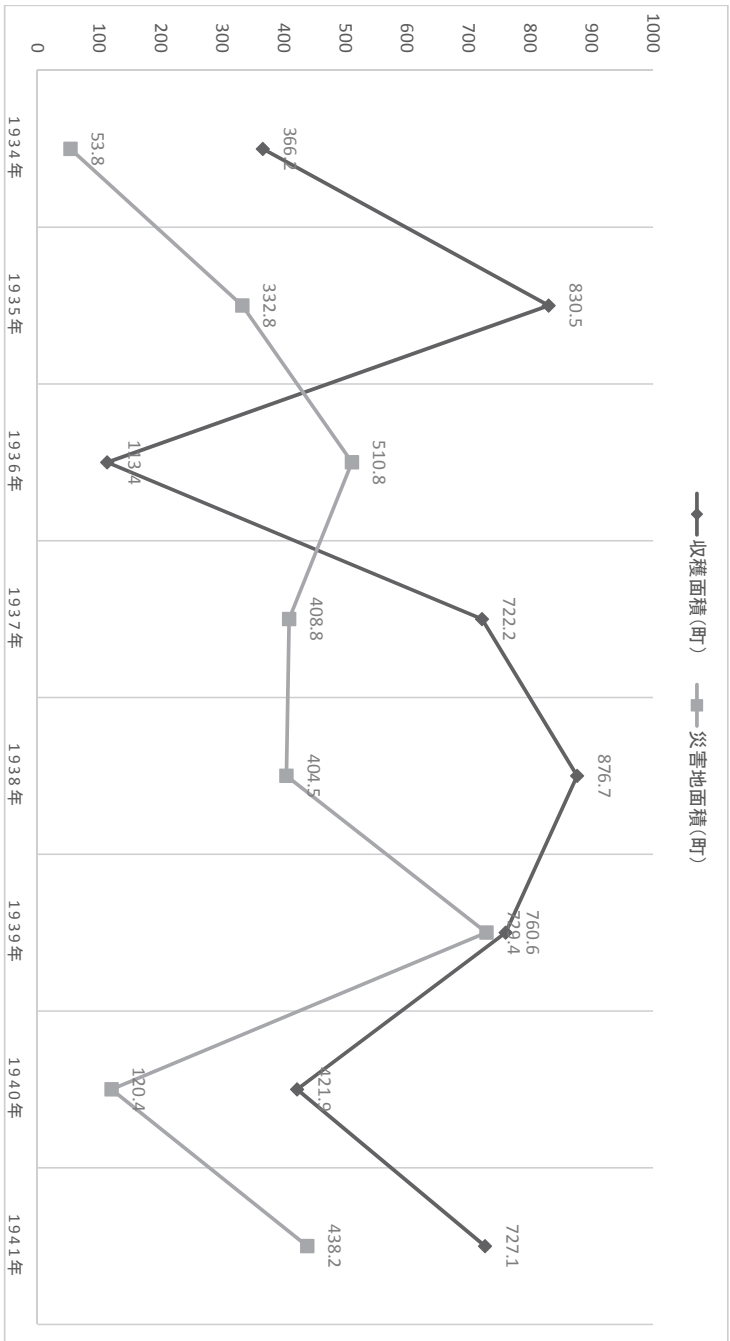
収どころか収穫さえ存在しない農地が大勢を占めていた。

第二に、江西事業の基本的方針が開墾面積の拡大にあったことである。この方針は、前節において、「信託経営」との関係から検討したところである。例えば東拓は、三九年春季に翌四〇年の用水量を考慮せずに、豊富にあった貯水池の用水を除塩作業にまわして甚大な被害を生んだ。この年、東拓自身にとつても、小作契約締結面積が「到底作付ケ不能ノ事八明」かであった。⁽³³⁾ このことで貯水池は断水され農場農民の命を繋ぐ飲料水も断たれた。⁽³⁴⁾ 東拓は後に、四〇年までは「開墾面積ノ拡張ノ、ミニ二努力シ来リタル傾向アリ」としている。⁽³⁵⁾

そのため、事業地を買収する二年前の四〇年からは「植付可能地ヨリノ増産ニツキ全カヲ集中スル予定ナリ」と方針転換をしている。⁽³⁶⁾ 図1において作付面積（図1の収穫面積と災害地面積足した面積）が不自然な変化を見せるのも、東拓が降雨量との兼ね合いを見ながら用水を除塩作業に優先的に用いて、年毎に作付面積を恣意的に決定していったためである。

最も重要な問題は、この農場に移住してきた一〇〇〇戸以上もの農民たちの置かれた状況である。農場付近か

図1 江西農場における収穫面積・災害地面積



資料：豊林課長(農業課長宛)「江西農場経営改善に関する件」1942年5月9日付・添付資料「経営改善計画書」1942年7月、9頁、閉鎖機関整理委員会『東洋拓殖株式会社・江西農場関係(簿冊番号 前170番65号)』。

ら短期的に訪れたわけではなく、南部からはるばる家族単位で移住してきたため、「災害」や作付面積の調節によって収穫が存在しないことは死活問題であった。いうまでもなく農民たちが置かれた状況は悲惨そのものであった。江西農場の「南鮮水害罹災移住民二付テハ」三五年の時点で「大部分其日ノ糧ニ毛窮スルガ如キ状況」で、「政府ノ補助金以外二八何ノ私有財産モナ」い状況であった。農民たちは生活保障の要求を、道知事・郡守・東拓に対して「連著」して陳情したが（『東亜』35/8/7）、それでも好転せず十戸は警察署や郡の紹介により農場付近の塩田工事へと向かい、その他六十戸は炭坑に向かった。さらに四〇戸は行き場がなく途方にくれた（『平壤毎日新聞』35/11/23）。ある時は、農民たちは早魃から脱しようとして祈雨祭を行いました。故郷の農地から離脱して江西にやってきたにもかかわらず、またも農場からの離脱の道を選び故郷へと帰還する農家もあつた。しかし帰還した二十戸以外の大部分は旅費がなく「乞食の道」を歩んだのである（『中央』35/11/11）。

このような事業のあり方は、江西農場のみではなく、同時期に大干拓事業を施行し多くの南部農民を「招致」

した殖銀の融資を受ける黄海道の安岳加藤農場においても確認出来る。同農場においても「農土を完全に断念・放棄してしまつて方向を変えて別の生きる道を探し、各自都市へ港口へと浮草のように遊離している」状況であつた（『東亜』35/6/22）。『東亜』によれば、「昨年三南水災によつて愛する故郷を背に安岳加藤農場に訪れた千余人の三南罹災民は、訪れてみると故郷とはまるきり違い、農土として任せられたものは、これから四、五年間開墾工事をしなければ完全な農土となれないということに絶望しその間不安と恐怖の中で過した」という（35/6/22）。農場における農民たちは、小作料による収穫物の収奪によつて貧窮化がもたらされたばかりではなく、そもそも収穫さえ出せず、さらには植付さえままならないという深刻な状況に置かれていたのである。

第三節 農場農民への対応

このような惨状の中で、江西農場ではなんら有効な手立てを取ろうとしなかつた。それどころか、「南鮮移住民ヲ見ルニ一般ニ勤勉ヲ欠キ、甚シキハ農事ニ全然経験ナ

図2 江西農場略図(1941-1942年使用)



資料：閉鎖機関整理委員会作成『東洋拓殖株式会社・江西農場関係・(簿冊番号 前17C番63号)』。

ク且素質性行不良ナルモノ相当数アリ。之等ハ何等勞セズシテ生活スベキ方法ノミ講シ居ルモノニシテ、今回ノ各方面ノ陳情モ之等ノ煽動ニヨリ其ノ挙ニ出タル義ニ有之候ニ付、目下不良分子ヲ退去セシム可ク、道及總督府ト協議中」とした⁽³⁷⁾。災害地と収獲地がほぼ同面積(図1参照)であった三九年における農民たちの陳情にさえも南部農民たちの「素質性行」に原因を見出し、「退去」という方法で「解決」しようとした⁽³⁸⁾。

他方で東拓は、農民たちの結束を抑え徹底的に管理しようとした。農場経営が開始される以前の三二年には、あらかじめ事業地に警察官出張所設置願を提出し、巡查部長一人と巡查三人を配置した。さらには、江西農場の「用度・移民・学校・警察関係事務」を管轄する要職には、憲兵上等兵と巡查部長の経歴を持った松尾好美という者をつけている(三五年当時)⁽³⁹⁾。

そして江西農場では、図2に示されているように農区を四一年時点で九つに分けて管理をおこなっていた⁽⁴⁰⁾。

図2の通り、農場事務所は交通の便が最も良い最北端でありながら農場を東西に分けたところの中間の位置に構えてある。小作人の「収容」にあたっては、三四年の内

部文書⁽⁴¹⁾によれば、移住民たちの居住集落について、小作人があまりに散在したり、逆に「相錯綜」するのは良くないとして、農場農民の居住集落をいくつかに分けて作った。ややわかりにくいのが、図2における農場事務所以外の黒く四角い印がそれにあたる。すなわち、農場事務所が目が行き届くように、事務所の周辺に一定の距離で居住集落を設置している。東拓は農場農民が別の農区と接触することを極度に恐れていた。例えば四〇年のことであるが、農場農民の内のある者（詳細は不明）が他の農区の孫夢致という農場農民に対して、収穫物が少量なら本年は年賦納入の時に小作料の免除を嘆願してはどうかと助言したことが東拓農場職員に伝わった。そして東拓は「不納ノ結束スルガ如キ行動ナシタル事無之様」注意を払い、他の小作農三人が孫のところへ行き「話合いたる形跡」ありとして、過敏に反応している。「又孫夢致なるものはすこぶる性質不良のもの」「この際徹底的に処置の必要あるを以て請願巡査に依頼し」、「完納に近き他農区にも何等影響無き之未然に防止致し候」として⁽⁴²⁾、孫を治安対象化している。前節で見たような惨憺たる農場の状況の中でも、東拓は、農場農民を治安対象化し、

最大限小作料の徴収を図ろうと管理に目を光らせていたのである。

東拓は、農場農民への管理のためのその他の対策として、三五年程度現在において「江西農場指導移住者収容計画」なるものを作成している⁽⁴³⁾。それによれば、周到的指導、「内地人若くは指導的教育を受けたる鮮人^{マダマ}にして農事の実地経験深くかつ部落〔集落〕の中心人物たるの資格あるもの」を「収容」することにした⁽⁴⁴⁾。耕地一〇〇町歩当たり一戸をあてがひ、模範的農事経営をさせるといふ。

「収容」計画戸数は、三六年一〇戸、三七年五戸、三八年六戸、計二二戸である。「資格」は、「本移住者は内地人農家または農事教育を受け農事に経験あるものにして思想堅実且つ永住の意思強固にして勤勉なる妻帯者」としている。割り当てられる土地は、小作地であり一戸あたり番三町歩と菜園地である空と田（畑）三〇〇坪であった。指導的役割といえども、一般農場の小作人よりも若干待遇が良い程度で、小作人であることには変わりなかった。このような指導小作人（中心人物）による農場管理の円滑化という措置は、「農村振興運動」の脈絡から来たものである⁽⁴⁵⁾。

表2 江西農場所属小作農家の家計収支（1936年10月）

1年間の総収支		東拓からの貸付金品			
総収入(A)	514	元金	利子	計	
米穀収入高	粃40石=504	犁代	3.00	0.72	3.72
副業収入	叭100個製造=10	製縄機	13.00	2.50	15.50
総支出	547.79	脱穀機	—	—	—
農事支出費小計(B)	314.79	旋風機	—	—	—
小作料	(小作料率50%)252	叭織機	—	—	—
叭原料費	3.50	家屋	5.06	4.90	9.96
肥料・農具代	48.20	耕牛	—	—	—
同上利子	9.98	蕎麥種子代	1.80	0.06	1.86
租税公課	1.11	肥料代	11.34	0.84	12.18
生活費小計	233.00	色租粟代	14.00	1.14	15.45
食糧費	164.00	起耕費	—	—	—
光熱費	39.00	縄代	—	—	—
被服費	30.00	合計	48.20	9.98	58.18
農事収入に対する農事支出の割合(B/A×100)	61%				
収支差引損益	-33.79				

資料：印貞植『朝鮮の農業機構分析』白揚社、1940年、102-104頁から作成された、河合和男「第6章 東洋拓殖株式会社の農業経営」『国策会社・東拓の研究』不二出版、199頁の表を引用。

大干拓会社であった鮮満開拓の三好豊太郎によれば、中心人物の存在は移住民の「収容」方法と関連している。「収容」方法には分散居住と集団居住の二方式が採られているが、それぞれ長短がある。分散方法は各区の小作地に近く住まわせると作業効率上良いが、経営においては井戸その他の生活必需設備費用が増すとともに「指導監督」つまり農民管理には不都合が多いという。一方で集団方法は中心人物を置くと相当成績が良いという。ただ、一部に「不良的傾向」が生じると「統制上に甚だ面倒を生ずる」という。⁽⁴⁶⁾先述したように東拓は、集団居住という形態を取りながら農区を居住集落別に分け、各集落に中心人物を配置させていったのである。

第四節 農場農民の農家経営

最後に、農家経営調査資料を通して農民たちの農家経営の実態を検討したい。表2は、農家経済学者印貞植が、三六年来、江西農場所属「小作農家五百余戸の典型」として金某四人家族、耕作面積二町歩の会計収支と東拓からの貸付金品を調査したものである。⁽⁴⁷⁾まず「貸付金品」

から見てみると、農民が負わされた負債の高さが目立つ。農具・肥料の前貸しも多いが、中でも「色租粟代」が最も高い。「色租」とは食糧（粟）の貸付を指す。⁽⁴⁸⁾そして家屋による負債も見逃せない。「色租」と家屋による負債は、貯蓄がなく家屋がない農業移民に特徴的な負債と言えよう。ちなみに、農場農民たちに負債を負わせていたのは東拓だけではないようである。東拓は四〇年の検見収納に際して、農場職員に、貸付金の回収にあたって他の債権者に先取りされないようにとの注意を促している。⁽⁴⁹⁾このことから、東拓以外にも農場農民たちに負債を負わせる存在がいた可能性が示唆される。⁽⁵⁰⁾農事収入に対する農事支出の割合を見ると、六一％である。これは、調定小作料の五割に対してこれら負債とそれに対する利息が付加されているからである。東拓はこれらの農具や肥料などは、農場が購入する時は大量に卸売価格で安く買入れ、小作人へ貸し付ける場合には一般の小売価格で貸し付けるという。⁽⁵¹⁾江西農場では、結果的に収穫物の二割が農民の手もとに残るのみであるという。⁽⁵²⁾その結果、生活費二二三円一日一人当たり計算一六銭であるが、これは最低限度の衣食費であると印は述べている。⁽⁵³⁾し

かし食糧費も「色租」十四円を借り付けることで賄っている。この生活費の中には薬代などの衛生費、教育費、冠婚葬祭費が含まれていない。

続いて、四一年に東拓みずからが調査したのを見てみたい。表3は、指導移民と小作人を階層別に分けたものである。注目すべきは、「小作人」―上・中・下の農家において、「稲作」収入よりも「稲作費」支出の方が高くなっていることである。備考欄にも記されているように、「稲作費」の内訳を見ると小作料（調停小作料は五割なので「稲作」収入と同額）も含まれているが、その他農事物品に多大な費用がかかっている。四一年には例年のごとく早魃があり、図1でも見たように耕地の三分の一以上が早魃にあつている。塩分を多く含んだ耕地を耕すのに多大な費用をかけることとなりそれに見合った収穫がないために、こうした現象を招いている。また、明記こそされていないが農家経営の中で負債もあるはずだが、それを差し引いたとしても赤字経営であることは、状況の深刻さを教えてくれる。

以上、農場農民たちの農家経営が到底再生産できない状況を呈していることが確認できた。

表3 江西農場指導移民及び移住小作人収支概要

	収入						支出						差引損益
	稲作	副産物	家畜	副業	雑収入	計	稲作費	家畜	加工	諸税	家計費	計	
指導移民①	1400.00	119.00	114.00	—	808.00	2441.00	753.00	83.00	—	292.00	939.00	2067.00	374.00
指導移民②	1200.00	105.00	38.00	100.00	798.00	2241.00	715.00	36.50	49.00	315.00	984.00	2099.50	141.50
平均	1300.00	112.00	76.00	50.00	803.00	2341.00	734.00	59.75	24.50	303.50	961.50	2083.25	257.75
小作 上	1200.00	105.00	126.00	114.50	857.00	2402.50	1464.25	182.50	45.20	10.00	668.00	2369.95	32.55
小作 中	940.00	78.75	106.00	93.00	743.75	1961.50	1298.85	73.00	31.50	10.00	582.00	1995.35	-33.85
小作 下	700.00	45.50	26.00	93.00	810.00	1674.50	1116.75	36.50	31.50	10.00	558.00	1752.75	-78.25
平均	946.67	76.42	86.00	100.17	803.75	2013.01	1293.28	97.33	36.07	10.00	602.67	2039.35	-26.34

資料：図1に同じ。

備考：(1)雑収入の内訳は、①移住民・指導員手当て300円採種苗耕作手当て78円を含む。(2)小作一上には牛耕賃240円中には貝採120円下には貝採150円を含む。(3)稲作費には小作料、種子、肥料、人夫費、耕耘費農具、包装費など。(4)諸税は指導移民は譲渡地に年賦金他公課金、小作は公課金など。(5)家計費は、食糧、被服、薪炭候居、家具、教育、衛生、その他など。

おわりに

以上、「閉鎖機関文書」における東拓の内部経営史料を通じて、江西農場の展開過程を見てきた。江西農場は、信託経営方式によって断行されたこと、南部から大量の移住農によって農場農民を補填していたことが、江西事業の展開過程を見る上で重要になってくると冒頭でも説明した。本稿では信託経営方式について詳しく取り上げ、それがいかなる形で経営に反映されたかを見ることが出来た。すなわち、東拓は事業リスクをほぼ背負わない形で事業を行い、最終的には買取する土地を拡大するために、開番面積の拡大を基本原則にして事業を押し進めた。その結果、度重なる早魃被害にもかかわらず、植付面積を恣意的に操作したのである。その結果、用水も開番に使用果たし農場農民たちの飲料水まで枯渇させた。そのような事業経営状況において、農民たちの置かれた状況は悲惨そのものであった。農場農民の農家経営を見ると、負債を抱え、収入が少ないどころか赤字を抱えている状況であった。東拓は、そうした状況への対応策として、

管理を徹底し、「中、心人物」を増やすといった欺瞞的な方策しかとらなかつた。

最後に、本稿において明らかに出来なかつた今後の課題について簡単に述べておきたい。本稿では、「更新計画」期以降の、東拓金融資本による開墾・干拓事業のあり方を江西事業の実態分析を通じて具体的に明らかにすることができた一方で、殖銀による事業について簡単に触れるに止まつた。そのため、今後、黄海の加藤金次郎や全南の寶城興業の事業などの事例などについても具体的な経営方式が明らかにされる必要がある。さらには、本稿では大規模事業のみを射程に入れていたが、中・小規模事業についても同様のことが言える。また、「更新計画」以降における、金融資本による事業支配のあり方については、開墾・干拓事業のみならず水利事業の領域においても解明される必要がある。今後の課題としたい。

【注】

(1) 本稿では、第一次産米増殖計画の後に一九二六年より行われた産米増殖計画を産米増殖「更新計画」と称し、以下では「更新計画」と略記する。河合和夫『朝鮮におけ

る産米増殖更新計画』未來社、一九八六年参照。

(2) 「土地改良」という用語は、総督府の言説内でも曖昧な使われ方をしているが、本稿では、水利灌漑・地目変換・開墾・干拓の総称として用いる。

(3) 一九三四年七月、朝鮮南部において起こつた未曾有の大水害。これについては本文にて後述。

(4) 洪性讚「日帝下金融資本の農企業支配：不二興業（株）の経営変動と朝鮮殖産銀行」『東方学志』六五、一九九〇年。同「日帝下金融資本の農企業支配：朝鮮殖産銀行の成業社設立とその運営」『東方学志』六八、一九九〇年。同「日帝下金融資本の農企業支配—朝鮮開拓（株）の経営変動と朝鮮殖産銀行」『国士館論叢』三六、一九九二年〔朝鮮語文献〕。

(5) 李圭洙『近代朝鮮における植民地地主制と農民運動』信山社、一九九六年。

(6) 以上、EJ「国立公文書館デジタルアーカイブ・資料群詳細」http://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/detail#F200502251933001957-ddefault-1-leftupd_F2005022519332901956-3-20-a-1-i参照。

(7) 古庄逸夫編『朝鮮土地改良事業史』友邦協会、一九六〇年、二八頁。

(8) 『朝鮮の干拓事業』朝鮮総督府土地改良部、一九二九年、

十一頁。

(9) 李、前掲論文参照。

(10) 『土地改良事業の概況』朝鮮総督府、一九三二年、四五頁。

(11) 同、六〇七頁。

(12) 『朝鮮殖産銀行二十年誌』朝鮮殖産銀行、一九三八年、一一九頁。

(13) ただし、最終的には鴨緑江土改の土地改良事業に対して承認が下されることとなった。経緯を述べると以下のようになる。同社の前身である鴨緑江土地改良組合は、東拓へ事業資金融資を願ったところ、国有地の認可権利を全て東拓に譲渡すること、事業完成後、施行地の内における東拓が選択した二割を東拓に譲渡することなどが条件とされた（『東亜日報』1933/2/16、以下、『東亜』）。

同社設立後、東拓とは別に崔昌学という朝鮮人資本家が現れ資金融資を申し出て（『東亜』1933/4/21）事業が朝鮮人資本によって着手されることになる。総督府は新規事業不承認方針を打ち出し土地改良事業費の補助を受けられないように画策した。同社関係者による農林局への陳情によって（『東亜』1935/6/14）、最終的には認可が下りたが、巨額の事業資金を朝鮮人が朝鮮人に融資するという点で、「ただひとつ」「センセーショナル」な事

例となった（『東亜』1935/9/25）。

(14) ちなみに、一九年組である不二興業と鮮満拓殖が、三〇年代にさしかかつて、低利資金融資を通じて債権を掌握され子会社・孫会社化することで経営の実権を奪われていった事例は（洪、前掲論文）、同時代の三〇年組への総督府の介入と無関係ではない。ただ、かといって混同してもいけない。三〇年組が土地改良事業を開始する段階にあつたのに対して、一九年組である不二興業と鮮満拓殖の経営は、事業そのものは終息し農場の経営改善の段階にあつた。すなわち、総督府と結びついた独占金融資本の、三〇年代以降における新たな支配の展開過程においてそれらは同一線上に位置づけることが出来るが、他方では置かれた段階が異なり、土地改良事業への、委託・代行機関を通じた介入というあり方は、三〇年組に特殊なものといえる。

(15) 閉鎖機関整理委員会作成「江西農場の沿革」『東洋拓殖株式会社・江西干拓工事関係（簿冊番号前一七〇五九号）』行政文書・財務省・閉鎖機関清算関係・東洋拓殖株式会社、一九三五年一月一日〜二月三十一日（国立公文書館・つくば分館所蔵）。重複を避けるために以下では、文献の前に「閉鎖機関整理委員会作成」と記載されたものは全て国立公文書館・つくば分館所蔵の閉鎖機関

清算関係文書であることとして文献名以外の文献情報は省く。

- (16) 猪又正一「私の東拓回顧録」龍溪書舎、一九七八年、七六〇七七頁。
- (17) 前掲「江西農場の沿革」。
- (18) 前掲『土地改良事業の概況』四〇五頁。
- (19) 理事澤田豊丈（理事藤龜三郎・理事池邊龍一宛）「土地受託経営の件」一九三〇年五月二三日付、閉鎖機関整理委員会作成『東洋拓殖株式会社・江西農場関係・（簿冊番号 前一七〇番五六号）』。
- (20) 鄭贊溶『日帝下法令輯覽』第六卷、国学資料院、一九九六年、一七七頁。
- (21) 前掲「土地受託経営の件」。
- (22) 理事齋藤龜三郎・理事澤田豊丈（理事池邊龍一・理事岡田信）「江西干拓地事業経営受託の件」一九三〇年一月一八日付、前掲『東洋拓殖株式会社・江西農場関係・（簿冊番号 前一七〇番五六号）』。
- (23) 「江西農場調査書」『東洋拓殖株式会社・江西農場引取関係・（簿冊番号 前一七〇番六一号）』。
- (24) 前掲「江西農場の沿革」。
- (25) 帝国興信所（東洋拓殖株式会社宛）「甲第一一四六八号御問合右崎清七殿の件左の御報告申上候也」一九二七年

六月二二日付、前掲『東洋拓殖株式会社・江西農場関係・（簿冊番号 前一七〇番五六号）』。

- (26) 「参考」一九三九年付、閉鎖機関整理委員会作成『東洋拓殖株式会社・江西農場関係・（簿冊番号 前一七〇番六四号）』。
- (27) 前掲『私の東拓回想録』、七六〇七七頁。
- (28) 理事齋藤龜三郎・理事澤田豊丈（理事池邊龍一・理事岡田信）「江西干拓地事業経営受託の件」一九三〇年一月一八日付、閉鎖機関整理委員会作成『東洋拓殖株式会社・江西農場関係・（簿冊番号前一七〇番五六号）』。
- (29) 総督府による植民地農政は、朝鮮においてはとりわけ米穀の収奪を目的に行われたため、畝（水田）地帯が多く存在し気候が米作に適した南部の土地の収奪を強化・促進した。その結果、南部において特に農民層の下降分解を加速させ、小作争議などの形で農村の矛盾を顕在化させた。同時に離農者を大量に生み出し、南部の農民たちの多くが「内地」へと渡航することで、そのことが「内地」の治安問題・労働問題を惹起させ、このような状況を総督府では「過剰人口問題」として問題化した。
- (30) 猪又正一「私の東拓回顧録」龍溪書舎、一九七八年、七七頁。
- (31) 前掲『朝鮮の干拓事業』三〇〇三三頁。

- (32) 朝鮮支社農業課長藤原高（事業課長熊谷保佐宛）「江西農場営農用地二関スル件」一九三四年六月六日付、閉鎖機関整理委員会『東洋拓殖株式会社・江西千拓工事関係（簿冊番号前一七〇五九号）』。
- (33) 朝鮮支社農業課長庄田眞次郎（農林課長松原啓一）添付資料「江西農場経営現況」一九四三年十一月十九年、閉鎖機関整理委員会『東洋拓殖株式会社・江西農場関係（簿冊番号 前十七〇番六五号）』。
- (34) 江西農場長木村六郎（農業課長矢島慧宛）「早魁状況ノ件」、一九三九年八月十五日付、前掲『東洋拓殖株式会社・江西農場関係（二〇三）』。
- (35) 前掲「江西農場経営現況」。こうした経営状況は、この時期の土地改良事業の持つ性格に規定されるところも大きい。これについてはここで紙数の関係上詳述することが出来ないために別稿で論じることとしたい。
- (36) 「江西農場昭和一五年度実行予算令達の件」一九四〇年三月一八日付、閉鎖機関整理委員会作成『東洋拓殖株式会社・江西農場関係（簿冊番号前一七〇番六四号）』。
- (37) 朝鮮支社農業課長藤原高（事業課長鈴木三郎宛）「江西農場南鮮移民の件」前掲『東洋拓殖株式会社・江西農場関係（二〇三）』。
- (38) ちなみに、一九三七年以降に南洋群島へ労働動員された朝鮮人に対して、日本の当局者は平安道出身者が「最不良」であると述べている（今泉裕美子「南洋群島への朝鮮人の戦時労働動員」『季刊 戦争責任研究』六四、日本の戦争責任資料センター、二〇〇九年夏季号）。支配者が、過酷な労働条件の責任を朝鮮人の「素質性行」に帰する言動は珍しいものではない。
- (39) 「江西農場事務■」一九三五年六月二〇日付、閉鎖機関整理委員会作成『東洋拓殖株式会社・江西千拓工事関係（簿冊番号前十七〇番五九号）』（■は解読不能文字）。
- (40) 閉鎖機関整理委員会作成『東洋拓殖株式会社・江西農場関係（簿冊番号 前一七〇番六三号）』。
- (41) 朝鮮支社農業課長藤原高（事業課長熊谷保佐宛）「江西農場営農用地二関スル件」、一九三四年六月六日付、国立公文書館・閉鎖機関整理委員会『東洋拓殖株式会社・江西農場関係（二〇三）』。
- (42) 江西農場長河村卯吉（農業課長矢嶋慧宛）「小作料其他收納二関スル件」一九四五年一月四日付、国立公文書館・閉鎖機関整理委員会『東洋拓殖株式会社・江西農場関係（簿冊番号 前一七〇番六五号）』。
- (43) 「参考」前掲『東洋拓殖株式会社・江西農場関係（簿冊番号 前一七〇番六四号）』。年代は記されていないもの

の、この資料が三四年〜四〇年間に使用されたものであること、ならびに計画年次が一九三六年から始まっていること、さらに他の東拓資料における計画年次が大体において翌年の計画を著わしていることからして、一九三五年度と考えると間違えないだろう。

(44) 同。

(45) 宮田節子「一九三〇年代日帝下朝鮮における「農村振興運動」の展開」『歴史学研究』(二九七) 青木書店、一九六五年二月号参照。

(46) 三好豊太郎『水利組合地域内の農事経済』一九三二年、五〜六頁。

(47) 印貞植『朝鮮の農業機構分析』白揚社、一九四〇年、一〇二〜一〇四頁。

(48) 『東亜』では、食糧の貸付(色租)を「農村高利貸し中で最も非人道的」だと非難し撤廃を求めている(33/10/11)。

(49) 江西農場長河村卯吉(農業課長矢島慧苑)「検見収納計画二閔スル件」一九四〇年一〇月二五日付、『東洋拓殖株式会社・江西農場関係(簿冊番号前一七C番六五号)』。

(50) 農家経営の調査事例は、あくまでも農場において農事経営を行っていた事例であるため、農場を離脱した農民たち

の置かれた状況を知りえないということを、再確認しなければならぬ。

(51) 前掲『朝鮮の農業機構分析』一〇三頁。

(52) 同前、三〇八頁。なお、印は別の農場の調査も行っており、それによれば不二農場においては一割八分、京畿道金浦の加藤農場では二割五分であったという。

(53) 同前、一〇四頁。

二〇一六年四月一日

受稿

二〇一六年五月一日

レフェリーの審査
を経て掲載決定